



医療費の払い戻し

次の場合は、かかった費用を全額本人が支払い、後日必要事項を明記した支給申請書を必要書類とともに窓口提出することで、かかった医療費の一部払い戻しを受けることができます。

こんなとき	申請に必要なもの
旅先での急病等、保険証を提示できずに診療を受けたり、保険診療を扱っていない医療機関で保険診療を受けたりしたとき	保険証、領収書、診療内容の明細書、本人名義の預金通帳
海外で診療を受けたとき	保険証、領収書（日本語訳を添付してください）、診療内容の明細書（日本語訳を添付してください）、本人名義の預金通帳、パスポート、調査に関わる同意書
骨折・脱臼等保険診療を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき	保険証、施術料金領収書、本人名義の預金通帳
医師が必要と認めたギプス・コルセット等治療装具を購入したとき	保険証、領収書、医師の意見書（診断書）、本人名義の預金通帳
移動が困難な重症患者で医師の指示により転院等の移送に費用がかかったとき	※靴型装具に係る申請には写真

葬祭費

葬儀を行った人に7万円を支給します。

申請に必要なもの

亡くなった人の保険証／葬儀経費の領収書原本（葬儀を行った人および亡くなった人の氏名が記載されたもの）／葬儀を行った人の預金通帳
各総合支所で手続きできます。葬祭費の支給は口座振込となります。

※他の健康保険等から葬祭費に相当する給付を受けられる場合は申請できません。

保健事業（後期高齢者医療制度）

国保年金課高齢者医療係……………☎3578-2654～9
FAX3578-2669

健康度測定等費用割引（通年）

健康増進センター（ヘルシーナ）で実施する次の事業の費用の一部が割引になります。

対象

区内在住の後期高齢者医療制度加入者

健康度測定（事前予約制）…4500円→0円（全額割引）

生活習慣病予防・改善コース…3800円→1300円
（一部割引）

割引は各コース年度内1回です。

詳しくは、P.144の「健康増進センター（ヘルシーナ）」をご覧ください。

健康増進センター（ヘルシーナ） ☎5413-2717

無料健康相談（6月、11～12月）

港区三師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）に加盟する区内医療機関等で、健康や歯の衛生、薬に関する相談が無料で受けられます。

保養施設（夏、秋）

「夏季保養施設」（7月中旬～8月下旬）「秋季保養施設」（9月上旬～10月下旬）を一般料金よりも低料金でご利用いただけます。

基本健康診査（7～11月）

後期高齢者医療制度加入者の健康を保持・増進するため基本健康診査を実施しています。

※対象者には6月下旬にみなと保健所から受診券をお送りします。

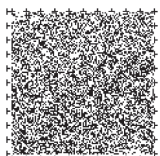
※健診費用は無料です。

国民年金

国民年金について

国保年金課国民年金係……………☎3578-2662～6
FAX3578-2669

国民年金制度は、老後の生活や、思わぬ病気やけがで障害が残ったとき、一家の働き手を失ったとき等に、年金により経済的な援助をすることで生活を安定させるための制度です。



年金のしくみ

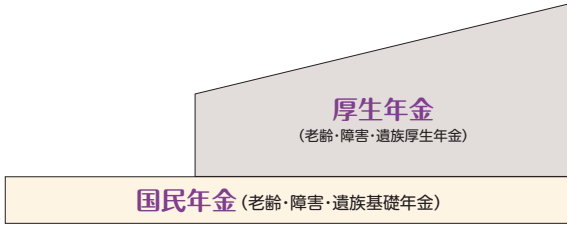
国保年金課国民年金係……………☎3578-2662～6
FAX3578-2669

公的年金制度は国民年金と被用者年金制度の2階建ての制度になっています。

- 国民年金（1階部分）
- 厚生年金（2階部分）

日本国内に住む20歳以上60歳未満の人は、外国人も含めて全て「国民年金」に加入し、将来、共通の「基礎年金」を受けることとなります。

平成27年10月から被用者年金制度が一元化され、公務員も厚生年金に加入し、共済年金は厚生年金に統一されました。



▶ 加入しなければならない人



第1号被保険者
日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人で、厚生年金に加入していない人(自営業・自由業の人や学生等)

- 自営業者
- 自由業者
- 農林漁業従事者
- 学生



第2号被保険者
厚生年金に加入している人

- 会社員
- 公務員



第3号被保険者
厚生年金に加入している人に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の人

- 会社員の妻(夫)
- 公務員の妻(夫)

▶ 国民年金の届け出

こんなとき	届け出の種類	必要なもの	届け出先
20歳になったとき (職場の厚生年金等に加入していない)	国民年金の加入届	<ul style="list-style-type: none"> ● 基礎年金番号通知書や年金手帳等の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 ● マイナンバーカード等の本人確認書類 ● 手続きにより会社の証明や健康保険証等が必要な場合があります。詳しくは、お問い合わせください。 	各総合支所区民課 または 国保年金課国民年金係
退職して厚生年金等をやめるとき (2号→1号)	厚生年金等から国民年金へ変わる届		
会社等に勤務中の人の配偶者が 扶養を外れたとき(3号→1号)	「第1号被保険者」になる届		
希望して任意で加入するとき (日本人が外国に住むようになったとき等)	任意加入届		

保険料(国民年金)

国保年金課国民年金係…………… ☎3578-2662~6
FAX3578-2669

▶ 保険料の納付および相談

港年金事務所

浜松町1-10-14 (住友東新橋ビル3号館) ☎5401-3211

▶ 保険料の額(令和4年度)

- 月額1万6590円(定額)
- 希望により定額分と合わせて付加保険料を納めることもできます(月額400円)。(老齢基礎年金に合わせ付加年金が支給されます。)

▶ 保険料の納め方

- 銀行等の「口座振替」を利用する方法
- 日本年金機構から送られる納付書により銀行や郵便局等の窓口およびコンビニエンスストアで納める方法
- クレジットカードで納める方法(詳しくは年金事務所へ)

▶ 納付期限

- 各月の保険料の納付期限は、翌月の末日です。

任意加入

次の場合は希望により加入することができます。

- 日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の人
- 外国に住んでいる日本人で、20歳以上65歳未満の人
- 任意加入特例(生年月日による制限があります) 65歳になっても、老齢基礎年金を受けるために必要な期間を満たすことができない人に対しての特例です。

《基礎年金番号》

公的年金制度では、各制度ごとに年金番号が付されていましたが、平成9年1月から各制度共通の「基礎年金番号」が用いられることになりました。基礎年金番号は1人1番号で、年金制度を異動したときも変わりません。

▶ 保険料の前納割引

- 各月の保険料は、6カ月分・1年分・2年分等をまとめて前納すると期間に応じて割引になります。

▶ 保険料納付の時効

- 保険料は納付期限から2年が過ぎると時効により納めることができなくなります。

▶ 保険料の免除制度

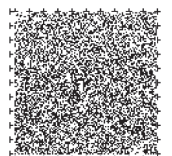
国保年金課国民年金係

☎内線2662~6

- 保険料を納めることが難しい人には、申請により保険料が免除される制度があります。
- 学生には、本人所得が一定以下の場合、申請により在学期間中、保険料の支払いが猶予される制度があります。
- 50歳未満の人には、納付猶予制度があります。

▶ 税金の社会保険料控除

- 保険料は全額が社会保険料控除の対象になります。



国民年金の給付

国保年金課国民年金係……………☎3578-2662~6
FAX3578-2669

基本の手続き・届け出



国民年金／税金

▶ 基礎年金の種類

年金の種類	請求の要件
老齢基礎年金	次の期間(受給資格期間)を合算した年数が10年以上ある人が原則として65歳から受けることができます。 (1)保険料の納付済期間 (2)保険料の免除期間 (3)合算対象となる期間(通称:カラ期間)※
障害基礎年金	国民年金加入者が病気やけがで障害が残ったとき、その病気やけがの初診日の前々月までに次のいずれかの要件を満たしているときに請求することができます。 ●保険料納付期間と免除期間が、加入期間の3分の2以上ある ●直近の1年間、保険料の滞納がない(初診日が令和8年3月31日までにある場合) ●20歳前の病気やけがで障害が残った人は、20歳になると請求することができます。
遺族基礎年金	国民年金の加入者または老齢基礎年金の受給権者が死亡したとき、その人が次のいずれかの要件を満たしているとき ●保険料納付期間と免除期間が、加入期間の3分の2以上ある ●直近の1年間、保険料の滞納がない(死亡日が令和8年3月31日までにある場合) ●その人によって生計を維持されていた次の人が受けることができます。 (1)子のある配偶者 (2)子だけのときは、その子
子の加算(障害・遺族基礎年金)	受給者に生計を維持されている次の子がいる場合は加算があります。 ●18歳に到達する年度の末日までの子 ●20歳未満で1級・2級の障害の状態にある子

※合算対象期間(通称:カラ期間)=年金を受けるために必要な期間としては計算されますが、年金額の計算には反映されません。合算対象期間はその人の事情により、さまざまなケースがありますので、詳しくはお問い合わせください。

▶ 加入可能年数と受給資格期間

加入可能年数=40年(480月)

※昭和16年4月1日以前生まれの人には特例あり
満額の年金を受けるために必要な保険料の納付済年数

受給資格期間=10年(120月)

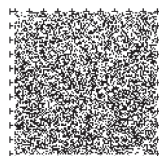
※平成29年7月までは原則25年(300月)

老齢基礎年金を受けるために最低必要な期間

▶ 老齢基礎年金の繰上げ・繰下げ受給

●老齢基礎年金の受給開始は原則として65歳ですが、希望すれば60~65歳になるまでの間に繰り上げて受給したり、66歳以降に繰り下げて受給することができます。繰上げ受給には減額が、繰下げ受給には増額があります。減(増)額は生涯変わりません。

- 繰上げ、繰下げには一定の制限があります。
- 減額率、増額率は月単位で計算されます。



- 繰上げ減額率=0.4%(昭和37年4月1日以前に生まれた人は0.5%)×繰り上げた月数(繰上げ請求月から65歳に達する日の属する月の前月までの月数)
- 繰下げ増額率=0.7%×繰り下げた月数(65歳に達した日から繰下げ申出月の前月までの月数)
- ※65歳に達する(した)日とは、65歳の誕生日の前日になります。
- 昭和27年4月1日以前に生まれた人、または平成29年3月31日以前に老齢年金の受給権が発生している人は、繰下げの上限年齢が70歳までとなります。

▶ 老齢基礎年金を受けるときの手続き先

過去の加入状況	最終の加入状況	手続き先
国民年金1号被保険者期間だけの人		国保年金課
国民年金3号被保険者期間のある人		港年金事務所
厚生年金	国民年金	
共済年金	国民年金	
国民年金	厚生年金	

▶ 年金を受ける権利の時効

手続きをしないまま5年が過ぎるとその過ぎた分については、時効により年金が受け取れなくなります。

▶ 現在年金を受けている人の手続き

受取口座を変更したいとき

- 所定の変更届で手続きをします。

▶ 国民年金の独自給付

名称	内容
付加年金	付加保険料を納めた人が老齢基礎年金と合わせて受けられます。
寡婦年金(一定の要件があります)	第1号被保険者期間として国民年金保険料を納めた期間(保険料免除期間を含む)が10年以上ある夫が年金を受けずに亡くなったときその妻が受けられます。
死亡一時金	保険料を3年以上納めた人が年金を受けずに亡くなったとき、生計を同一にしていた遺族が受けられます。
脱退一時金	保険料を6カ月以上納めた外国人が年金を受けずに国内に住所を有しなくなったときに受けられます。

▶ 国民年金基金

国民年金基金は、国民年金の第1号被保険者が受ける老齢基礎年金に上乘せして年金を給付する公的な年金制度です。

全国国民年金基金

港区赤坂8-1-22 NMF 青山一丁目ビル9階
☎6804-2202 ☎0120-65-4192

▶ 厚生年金に関する相談

厚生年金・国民年金の受給等に関する相談を受け付けています。

港年金事務所

浜松町1-10-14 (住友東新橋ビル3号館) ☎5401-3211

※共済組合等に加入していた人は、各共済組合でもご相談できます。

税金

住民税(特別区民税・都民税)

税務課……………☎P.54参照
FAX3578-2634

◎納めていただく人

- (1)1月1日現在、区内に住所があり、前年中に所得のあった人
- (2)区内に住所がなくても、1月1日現在、事務所、事業所、家屋敷が区内にある人

◎納めなくてよい人

- (1)生活保護法による生活扶助等を受けている人
- (2)障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年の合計所得金額が一定限度額(135万円)以下の人
- (3)前年の合計所得金額が条例で定める金額以下の人

◎納め方

(1)納付(入)書による払い込み

お近くの金融機関(銀行・信用金庫・信用組合等)、ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア※、モバイルレジまたは電子マネー決済(スマートフォンによる納付※)、税務課または各総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合支所は相談担当)・台場分室で納期限までにお支払いください。

※30万円以下・普通徴収のみ

(2)納付(入)書がない場合の払い込み

税務課または各総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合支所は相談担当)・台場分室でお支払いいただけます。

(3)口座振替

銀行・信用金庫・信用組合等の預金口座から自動的に納めることができます(普通徴収のみ)。

記入・押印した「依頼書」をご指定口座のある金融機関へお持ちになり、手続きをしてください。用紙は税務課または各総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合支所は相談担当)・台場分室に置いてあります。また、Web口座振替受付サービスも利用できます。

◎納税管理人の届け出

港区内に住所等を持たなくなった人(特に出国等)は、住民税の納税義務を果たすために、納税管理人を定めて、申告する義務があります。

軽自動車税(種別割)

税務課……………☎P.54参照
FAX3578-2634

◎納めていただく人

その年の4月1日現在の軽自動車等の所有者

◎納め方

(1)納付書による払い込み

お近くの金融機関(銀行・信用金庫・信用組合等)、ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア、モバイルレジまたは電子マネー決済(スマートフォンによる納付)、税務課または各総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合支所は相談担当)・台場分室で納期限までにお支払いください。

(2)納付書がない場合の払い込み

税務課または各総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合支所は相談担当)・台場分室でお支払いいただけます。

▶ 軽自動車等の登録と廃車

新規登録、所有者の変更、廃車等は速やかに届け出てください。使用しない車等をそのままにしておく、いつまでも税金がかかります。

登録・廃車の窓口は次のとおりです。

原動機付自転車・ミニカー・小型特殊自動車

各総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合支所は相談担当)・台場分室

二輪の小型自動車・軽二輪

関東運輸局 東京運輸支局

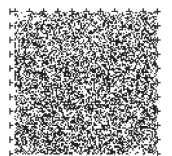
品川区東大井1-12-17

☎050-5540-2030

軽自動車(二輪を除く)

軽自動車検査協会 東京主管事務所

港南3-3-7 ☎050-3816-3100





区税の減免

税務課……………☎**下記参照**
FAX**3578-2634**

次のような人は、区長が必要と認めるときには減免が受けられる場合があります。

▶ 住民税(特別区民税・都民税)

- (1)生活保護法による生活扶助等を受けるようになった人
- (2)失業または病気、災害等のため生活が非常に苦しくなった人
- (3)その他の特別な理由がある人

▶ 軽自動車税(種別割)

- (1)災害、その他これに類する理由により生活が困難となった人
- (2)生活保護法による扶助を受けるようになった人
- (3)心身に障害があって歩行が困難な人が車を所有し、自分で運転する場合
- (4)心身に障害のある人と生計を同じくしている人や身体障害者等のみで構成される世帯の人を常時介護する人で障害者のために運転する場合
- (5)その構造が、もっぱら身体障害者等の利用に供するためのもの
- (6)その他特別な理由がある人

納税・課税証明書の発行

各総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合支所は証明交付担当)・台場分室
税務課税務係……………☎**3578-2586~91**
FAX**3578-2634**

特別区民税・都民税(個人分)の納税証明書・課税証明書は各総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合支所は証明交付担当)および台場分室で発行します。本人確認できるもの(マイナンバーカード・在留カード・免許証等)を持参してください。また、本人以外の方が請求するときは、本人の委任状と代理人の本人確認ができるもの(マイナンバーカード・在留カード・免許証等)が必要です。

郵便で請求する場合は、税務課税務係にご請求ください。なお、郵便で請求する場合は、本人の委任状があっても代理人による請求はできません。

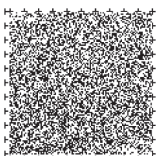
コンビニ交付サービスでも取得できますが、事前の利用登録が必要です。各総合支所区民課窓口サービス係へお問い合わせください。

インターネットから電子申請を行い、取得することも可能です。スマートフォンとマイナンバーカードを利用し、本人確認を行い、交付手数料と返信用郵送料をクレジットカードにてお支払いいただきます。

※マイナンバーカードは、6桁以上のパスワード(有効な署名用電子証明書の搭載)が必要です。

税の問い合わせ

種類	内容	問い合わせ
区 税	課税・減免等について	税務課課税係 ☎ 3578-2593~8、2600~8
	軽自動車税(種別割)について	税務課税務係 ☎ 3578-2586~91
	特別区たばこ税について	税務課税務係 ☎ 3578-2586~91
	納税について	税務課納税促進係 ☎ 3578-2615~21、2626~33
都 税	法人事業税・法人住民税、固定資産税・都市計画税、不動産取得税、自動車税、都たばこ税、ゴルフ場利用税、特別土地保有税等の申告と納税について	港都税事務所 麻布台3-5-6 ☎ 5549-3800(代表)
国 税	所得税、法人税、相続税・贈与税、消費税等の申告について	芝税務署 芝5-8-1 ☎ 3455-0551(代表) 麻布税務署 西麻布3-3-5 ☎ 3403-0591(代表) http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm



相談

税金・年金等

相談名	相談内容	相談日時等	相談場所 申し込み・問い合わせ
区 税	特別区民税・都民税、軽自動車税（種別割）の計算方法や納税についての相談	月～金曜 午前8時30分～午後5時	税務課税務係 ☎3578-2586～91 税務課課税係 ☎3578-2593～8、2600～8 税務課納税促進係 ☎3578-2615～21、2626～33
都 税	固定資産税・都市計画税、不動産取得税、自動車税等に関する相談	月～金曜 午前8時30分～午後5時	港都税事務所 麻布台3-5-6 ☎5549-3800(代表)
国税・所得税	所得税、法人税、相続税・贈与税、消費税等に関する相談	月～金曜 午前8時30分～午後5時	芝税務署 芝5-8-1 ☎3455-0551(代表) 麻布税務署 西麻布3-3-5 ☎3403-0591(代表)
年金相談	国民年金・厚生年金に関する相談	月～金曜 午前8時30分～午後5時	港年金事務所 浜松町1-10-14 住友東新橋ビル3号館1～3階 ☎5401-3211
	国民年金に関する相談	月～金曜 午前8時30分～午後5時	国保年金課国民年金係 ☎3578-2662～6 芝地区総合支所区民課相談担当 ☎3578-3170 各総合支所区民課窓口サービス係 麻布地区 ☎5114-8821 赤坂地区 ☎5413-7012 高輪地区 ☎5421-7612 芝浦港南地区 ☎6400-0021

基本の手続き・届け出



相談

